

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

知事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
----	---

を

知事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
知事	B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
知事	広島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年広島県条例第十七号）による掛金の減額に関する事務であつて規則で定めるもの

に改め、

同表中

教育委員会	県立の中学校における学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一條第二項に規定する学校給食費の援助に関する事務であつて規則で定めるもの
-------	---

を

教育委員会	県立の中学校における学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一條第二項に規定する学校給食費の援助に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による修学奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。